

■パブリックコメント実施結果

1. 実施の趣旨

「大洗町空家等対策計画」の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、同計画（案）に対する意見の募集を下記のとおり実施しました。

2. 実施方法

(1) 大洗町空家等対策計画（第2期）（案）の意見募集期間

令和4年9月29日（木曜日）～令和4年10月28日（金曜日）30日間

(2) 閲覧場所

大洗町のホームページ、まちづくり推進課、役場1階ロビー、トヨペットスマイルホール
大洗（大洗町中央公民館）行政情報コーナー、大洗町健康福祉センター（ゆっくら館）1階窓口

(3) 意見の提出方法

①送付及び持参

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
まちづくり推進課地域振興係 宛て

②ファックス

ファックス番号：029-266-3084

③電子メール

電子メールアドレス：machidukuri2@town.oarai.lg.jp

(4) 意見の提出状況

- ・意見提出数 1通
- ・意見の件数 3件

■パブリックコメントと事務局回答

パブリックコメントで挙げられた意見に対する事務局回答について、以下の通り整理する。

意見概要	事務局回答
<p>■総合受付窓口「空家 110 番」(仮称) [常設]の設置 空き家の相談がいつでもできるワンストップサービス型の総合受付窓口の設置を検討していただきたい。</p> <p>■広報の工夫 広報誌、町 HP を中心とした広報だけでなく、高齢者などの情報弱者へも伝わるよう、自治会を活用した広報を行うなどの工夫をしていただきたい。</p> <p>■空家等への意見・苦情に関する情報の DB 化 現実に即した空家等問題への実態把握をする必要がある。</p>	<p>⇒ (事務局回答) P52「第3章9. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 (1) 住民等からの空家等の相談への対応と関係事業者団体等との協力体制の構築」より、空家等の相談内容については専門的な知識が必要とされるため、関係事業者団体等と連携を図りながら様々な相談に対応しております。また、ご意見いただきました総合受付窓口につきましては設置済み(まちづくり推進課が担当)のため広く周知を図ってまいります。</p> <p>⇒ (事務局回答) P54「第3章10. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 (2) 庁内組織の体系化」より、町 HP を利用した広報だけでなく「固定資産税納税通知書と併せて空家等に関する制度案内」を送付しているところです。地域住民の皆様と密接に関わりのある庁内関係部署と連携を図りながら効果的な方法で周知を図ってまいります。</p> <p>⇒ (事務局回答) P39「第3章5. 空家等の調査に関する事項 (4) 空家等データベース(台帳等)の整備」より、庁内の関係部署からの情報や地域住民の皆様から寄せられた情報等をデータベース化し管理しております。ご意見頂きましたとおり、現実に即した実態把握は対策を講じていくうえで重要であると考えておりますので適正な情報管理に努めてまいります。</p>